

18 監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 1 8 年 5 月 11 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄
同	鬼	塚	敏	満
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

目 次

第1	監査のテーマ	2
第2	監査の目的	2
第3	監査対象事業（所管局等）	2
第4	監査対象期間及び方法	3
第5	監査の主な着眼点	3
第6	監査対象事業の「政策推進プラン」及び「福岡市子ども総合計画 - 次世代育成支援福岡市行動計画 - 」における位置づけ	3
1	政策推進プランにおける位置づけ	3
2	〔福岡市子ども総合計画 - 次世代育成支援福岡市行動計画 - 〕 における位置づけ	4
第7	各事業の概要及び監査結果	6
1	子どもプラザの開設	6
2	子育て交流サロンの開設・運営支援	19
3	留守家庭子ども会事業の推進	24
4	昼間校庭開放事業	34
第8	まとめ	44

第1 監査のテーマ

「地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり」について

第2 監査の目的

我が国においては、急速な少子化の進行並びに児童虐待やいじめ、子どもの安全確保の問題、さらに重大犯罪の低年齢化など子どもたちを取り巻く環境の大きな変化が全国的な問題として顕在化している。

これらの問題は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、平成15年7月には「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」が制定されるなど、国、地方自治体、民間企業などが一体となった次世代育成支援対策への重点的な取り組みが急務となっている。

本市においても、次世代育成支援の取り組みを市政の最重要課題として位置づけ、社会環境の変化やよりいっそうの市民ニーズを反映した施策の推進を図るため、「福岡市子ども総合計画」の見直しを行い、社会全体ですべての子どもと子育て家庭を支える「次世代育成支援福岡市行動計画」を平成17年度から新たにスタートさせた。

さらに、次世代育成支援の取り組みの充実・強化の核となる「こども未来局」を新設するとともに、市長、全局・区長で構成する「次世代育成支援推進本部」を設置し、横断的かつ効果的な施策の展開を図るなど、子どもが夢を描けるまちをめざして次世代育成支援施策の重点的な取り組みが進められている。

このような状況を踏まえ、「市政経営戦略プラン（政策推進プラン・財政健全化プラン・行政経営改革プランにより構成）」のうち「政策推進プラン」の政策目標1「子どもがたくましく生きる力、夢や希望をもって育つまちとなる」の施策事業体系において重点事業として掲げられている「子どもプラザの開設」、「子育て交流サロンの開設・運営支援」及び「留守家庭子ども会事業の推進」などの事業を行政監査の対象とし、当該事業が経済的・効率的に実施されているか、また、所期の目的を達しているかといった観点から監査を実施する。

第3 監査対象事業（所管局等）

- 1 子どもプラザの開設
（こども未来局こども未来課 各区保健福祉センター福祉・介護保険課，地域保健福祉課）
- 2 子育て交流サロンの開設・運営支援
（こども未来局こども未来課 各区保健福祉センター福祉・介護保険課，地域保健福祉課）
- 3 留守家庭子ども会事業の推進（こども未来局保育課）
- 4 昼間校庭開放事業（こども未来局こども未来課）

第4 監査対象期間及び方法

- 1 監査の期間 平成17年8月から平成18年3月まで
- 2 監査の方法 書類審査，実地調査(施設の現地調査及び口頭による質問調査)

第5 監査の主な着眼点

監査に当たっては，次の着眼点に基づいて監査を行った。

- 1 事業は，社会情勢等の変化に的確に対応したものとなっているか。
- 2 各事業は経済的・効率的に実施されているか。
- 3 事業は所期の目的のとおり効果をあげているか。
- 4 事業は，対象者が満足できるものとなっているか。
- 5 子どもプラザ，留守家庭子ども会の管理運営は，内容，運営時間等からみて，設置目的に合致しているか。

第6 監査対象事業の「政策推進プラン」及び「福岡市子ども総合計画 - 次世代育成支援福岡市行動計画 - 」における位置づけ

1 政策推進プランにおける位置付け

福岡市では，長期的な視点に立って施策を推進するとともに，行政の発想や手法を抜本的に見直しながら限られた資源の再配分と有効活用を図り，市民・民間の力を引き出し共働する市役所を目指し，平成16年6月に「市政経営戦略プラン」を策定した。この「市政経営戦略プラン」は「政策推進プラン」「財政健全化プラン」「行政経営改革プラン」の3つのプランから成っている。

そのうち「政策推進プラン」は，福岡市新・基本計画の実現に向けた実施計画として，2004年度から2007年度までの4年間の政策推進の基本的な考え方と，これに基づき取り組む具体的な施策・事業を示すものであって，「自治都市」，「元気都市」という2つの都市像の実現に向けて「5つの取り組みの視点」を定め，これに照らしながら具体的な施策・事業を構築し，推進していこうとするものである。特に重要な施策・事業については「重点事業」として厳選し，限りある資源を効果的・効率的に活用していくこととしている。

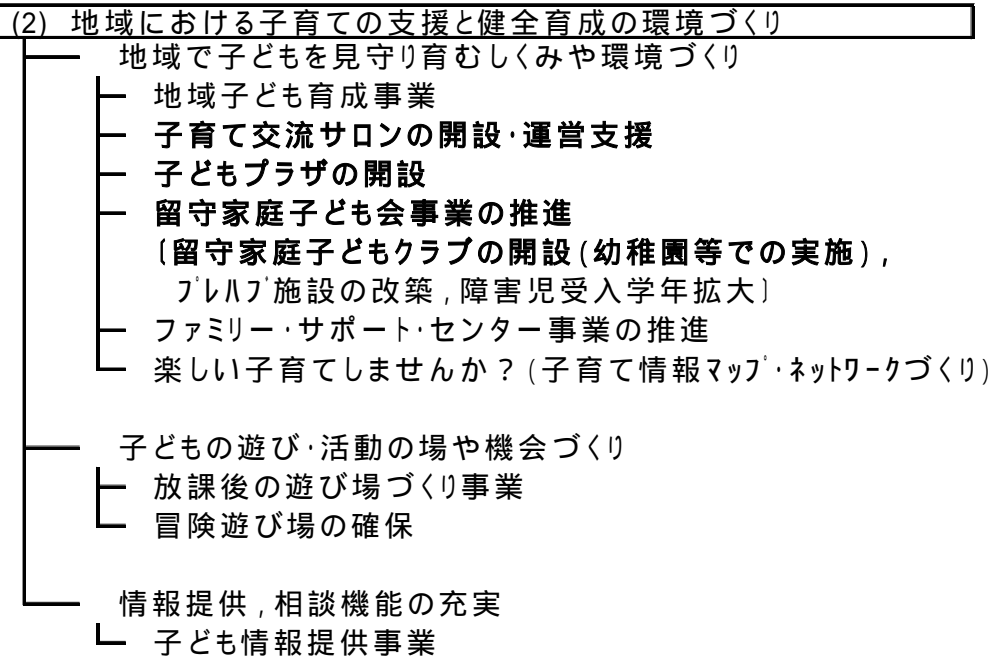
今回の行政監査では，この重点事業の中から，3つの事業を監査対象として選んでいるが，これらの政策推進プランにおける位置づけ等については以下のとおりである。

なお，昼間校庭開放事業については「政策推進プラン」の中で重点事業としては位置づけられていないが，次ページに示すように 政策目標1における「子どもの遊び・活動の場や機会づくり」と同様の趣旨を持つものであり，後述する福岡市子ども総合計画において，子どもプラザ開設事業や留守家庭子ども会事業と同じ目標の中に位置づけられていること，留守家庭子ども会事業と同様に小学校内で実施されている事業であることから，監査対象とした。

施策事業体系（政策推進プラン抜粋）

施策事業体系

政策目標 1：「子どもがたくましく生きる力，夢や希望をもって育つまちとなる」



成果指標（政策推進プラン抜粋）

この政策目標 1 の全体の成果指標（共働してめざす目標値）として，子育て環境満足度の目標値を次のように設定している。

指標項目	現状値 （把握年次）	目標値 （目標年次）
子育て環境満足度 （福岡市が子育てしやすいまちと感じる 高校生以下の子を持つ保護者の割合）	47.1% (2002年)	70% (2015年)

2 「福岡市子ども総合計画 次世代育成支援福岡市行動計画」における位置付け

本市においては，次世代育成支援の取り組みを市政の最重要課題として位置づけ，社会環境の変化やよりいっそうの市民ニーズを反映した施策の推進を図るとともに，あわせて「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年 7 月 16 日制定）に基づく，本市の地域行動計画として位置づけられる計画とするため，平成 17 年度に「福岡市子ども総合計画」（平成 12 年 1 月策定）の見直しを図り，子どもに関する施策を集中的，計画的に推進することとしている。

今回，行政監査の対象とした事業の「福岡市子ども総合計画 次世代育成支

援福岡市行動計画」における位置付け等については、以下のとおりである。

「福岡市子ども総合計画 次世代育成支援福岡市行動計画」（抜粋）

目標2 子どもが生き生きと育つ環境づくり

1 地域における子育て家庭への支援と健全育成の取り組みの推進

(2) 地域における子育て家庭への支援と健全育成の取り組み

(地域子育て交流支援事業)

地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、公民館等を活用して地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。

(子どもプラザ)

乳幼児親子がいつでも気軽に利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる各区の拠点として、子どもプラザの設置を図ります。

(留守家庭子ども会)

小学校低学年で放課後帰宅しても保護者が不在である等の家庭の児童を対象として、学校内や地域の社会資源を活用した留守家庭子ども会事業を実施し、家庭・学校・地域が一体となって、児童の健全育成と子育て支援に努めます。また、保護者の多様なニーズに応えるため、事業の拡充を図ります。

(3) 子どもの遊び場や活動の場づくり

ア 乳幼児親子の遊びや活動の場づくり

公民館等を活用して、地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援するとともに、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。また、乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、各区に子どもプラザの設置を図ります。

イ 学校施設などを活用した遊びや活動の場づくり

(昼間校庭開放事業)

小学校の校庭などを土、日や祝日、長期休業日の昼間に子どもの安全な遊び場として開放し、遊びや集団活動を通じて子ども自身の自主性や社会性などを育みます。また、昼間校庭開放事業の一環として、遊びの巡回教室を実施し、子どもたちの自主的な遊びや仲間づくりを促進します。

計画目標

この計画の計画目標として、各事業の目標事業量を次のように設定している。なお、昼間校庭開放事業の目標事業量は設定されていない。

主な施策(名)	指 数	現状値 (平成 16 年度末)	目標値 (平成 22 年度末)
地域子育て交流支援事業 (子育て交流サロン)	設置数	93 か所	144 か所
子どもプラザ	設置数	4 か所	7 か所
留守家庭子ども会	設置数	137 か所	138 か所
留守家庭子どもクラブ	設置数	5 か所(外数)	拡充

第7 各事業の概要及び監査結果

各監査対象事業の実施状況及び事業毎に着眼点について監査し、監査した結果は以下のとおりであった。

1 子どもプラザの開設

(1) 事業の実施状況

ア 事業の根拠

福岡市子どもプラザ事業実施要綱

イ 事業開始

平成15年度

ウ 事業の目的

乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場であり、情報交換・相談ができる場であるとともに、地域の子育て交流サロンなどの子育て活動を支援する区の拠点として子どもプラザを設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育て不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを進める。

エ 事業の対象者

乳幼児親子・地域の子育て支援者

オ 業績指標

初期値	平成15年度	0か所		
目指すべき目標値	平成22年度末	各区に1か所設置		
各年度の目標 ・実績 開設か所数の 累計	15年度	16年度	17年度	
	目標	(構想を策定)	4か所	5か所
	実績	(構想を策定)	4か所	5か所

カ 事業の概要

(ア) 乳幼児親子の遊び場

～乳幼児親子がいつでも気軽に利用できる遊び場を常設

- ・ 乳幼児親子の交流の場の提供
- ・ 子育てに関する気軽な相談，専門家による相談日の開設
- ・ 子育てに関する情報提供
- ・ 子育てミニ講座の企画・実施（少人数・短時間の講座）

(イ) 地域の子育て活動の支援

- ・ 子育てサロンや子育てサークルへの支援
- ・ 子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供

キ 事業実施の方法

各区に子どもプラザを設置する場所，建物を選定・整備し，運営については区保健福祉センターが所管する。

子どもプラザの運営は，地域で子育て支援活動の実績を有するボランティアグループやNPO法人などの民間の力を活用し，委託により実施している。

ク 各区子どもプラザの概要

各区子どもプラザの概要については以下のとおりである。

子どもプラザの概要

平成 17 年 12 月 31 日現在

区 分	中央区 子どもプラザ	南区 子どもプラザ	城南区 子どもプラザ	西区 子どもプラザ
入居建物	中央児童会館 (3 階)	ゆめアール大橋	城南区保健福祉 センター(2 階)	旧都市整備局姪浜区 画整理事務所を改修
開設年月日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 3 月 26 日	平成 16 年 10 月 1 日	平成 17 年 1 月 11 日
休館日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 毎月の末日 (日曜の場合は開館) 12/28 ~ 1/3	毎週水曜日 毎月第 1 日曜日 12/29 ~ 1/3	毎週土曜日 毎月最終月曜日 12/29 ~ 1/3	毎週日曜日 2 12/29 ~ 1/3
開館時間	1 0 時 ~ 1 6 時			
床面積	2 2 0 m ²	2 9 5 m ²	7 5 m ² + センターと 共用 6 0 m ²	3 5 0 m ²
駐 車 場	駐車台数	-	2 (身体障がい者用)	7
	うち専用 台数	-	0	7
最寄りの 交通機関	西鉄天神大牟田線 福岡天神駅 より徒歩 5 分 西鉄バス 今泉 1 丁目停留所 より徒歩すぐ	西鉄天神大牟田線 大橋駅 より徒歩 5 分 西鉄バス 大橋駅停留所 より徒歩 5 分	市営地下鉄七隈線 別府駅 より徒歩 3 分 西鉄バス 別府 2 丁目停留所 より徒歩 3 分	市営地下鉄 姪浜駅 より徒歩 5 分 西鉄バス 姪浜駅停留所 より徒歩 5 分
運営受託者	社会福祉法人福岡 市保育協会(平成 14 年 4 月 1 日から 中央児童会館の管 理運営を行っている)	親と子のひろば“ はらっぱ SUN” (公募により決定 した任意団体)	地域ぐるみの子育 てをすすめるひだ まりの会(公募に より決定した任意 団体)	西区子育て支援グル ープネットワーク(公 募により決定した任 意団体)

- 1 東区子どもプラザは平成 18 年 1 月 31 日に設置されたが、監査期間の途中であつたため、今回の監査の対象としていない。
- 2 西区子どもプラザについては、平成 18 年 4 月より毎月最終火曜日も休館日とすることとしている。

ケ 決算額の状況

子どもプラザの開設事業における歳入・歳出決算額の状況については、以下のとおりである。なお、平成15年度は開設準備のための調査等を行っており、実際に子どもプラザが開設されたのは平成16年度からである。

子どもプラザの開設事業に係る福岡市の歳入・歳出決算額の状況

単位：円

区 分		15年度	16年度
歳入	国庫支出金	-	5,124,000
	地域福祉活動振興基金受入金	-	39,131,000
	雇用保険料収入	-	414
	計	-	44,255,414
歳出	報償費	101,900	259,000
	委託料	-	15,943,632
	工事請負費	-	25,817,528
	共済費	-	1,101
	賃金	-	258,240
	旅費(普通)	66,020	91,474
	印刷消耗品費	149,123	99,191
	光熱水費	-	2,116
	食糧費	6,048	-
	役務費	19,531	263,830
	自動車借上料	-	-
	借損料	-	-
	機械器具等	-	2,480,566
	計	342,622	45,216,678
歳出 - 歳入		342,622	961,264

地域福祉活動振興基金受入金：福岡市において行われる在宅福祉事業その他地域福祉の充実に寄与する活動の振興を図ることにより、市民福祉の増進に資するため設置された福岡市地域福祉活動振興基金からの受入金

コ 利用状況

各子どもプラザの開設から平成17年9月末日までの利用状況は、以下のとおりである。

各子どもプラザ利用状況

(単位：人)

	中央区 子どもプラザ (H16.10.1 開所)	南区 子どもプラザ (H17.3.27 開所)	城南区 子どもプラザ (H16.10.1 開所)	西区 子どもプラザ (H17.1.11 開所)	合計
0歳	1,691	3,480	2,641	3,996	11,808
1歳	4,171	2,357	5,026	6,793	18,347
2歳	2,896	975	1,450	3,033	8,354
3歳	1,731	379	461	1,243	3,814
4歳	1,074	166	211	535	1,986
5歳	572	107	39	223	941
6歳以上	457	57	28	132	674
子ども合計	12,592	7,521	9,856	15,955	45,924
大人	10,808	6,621	9,244	14,113	40,786
合計	23,400	14,142	19,100	30,068	86,710

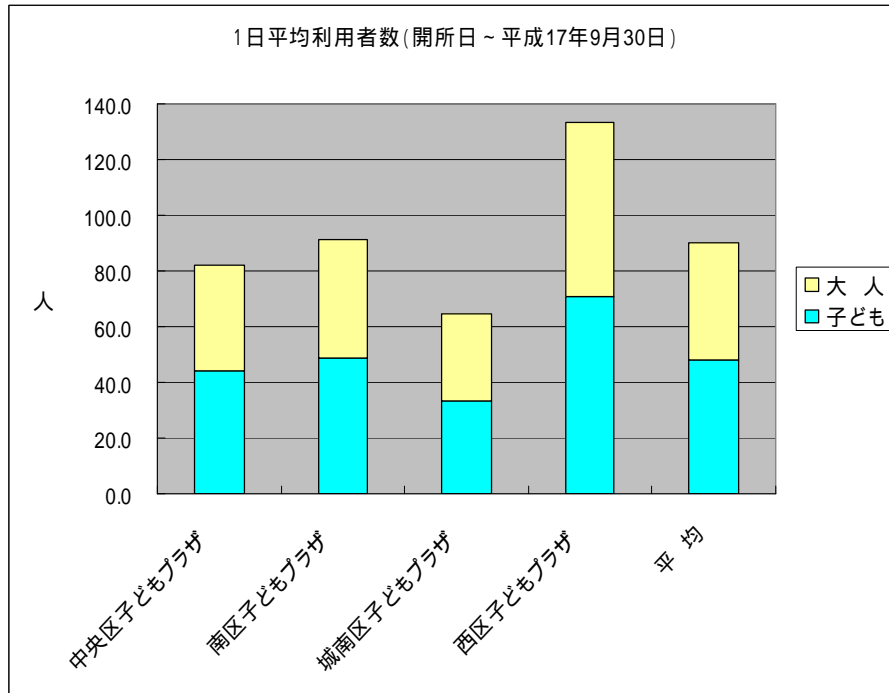
開所日数	286	155	295	226	962
------	-----	-----	-----	-----	-----

各区開所日～平成17年9月30日までの累計利用者数

開所以来（開所日～平成17年9月30日）の1日平均来所者数

(単位：人)

	中央区 子どもプラザ	南区 子どもプラザ	城南区 子どもプラザ	西区 子どもプラザ	平均
子ども	44.0	48.5	33.4	70.6	47.7
大人	37.8	42.7	31.3	62.4	42.4
合計	81.8	91.2	64.7	133.0	90.1



サ 事業の取組み状況

子どもプラザ開設事業の立ち上げ以後の事業の取組み状況は、以下のとおりである。

- ・平成15年度 子どもプラザに関するニーズ調査
 " 「子どもプラザ構想」策定(平成15年8月経営会議)
- ・平成16年度 中央区・南区・城南区・西区に子どもプラザを開設
- ・平成17年度 東区に子どもプラザを開設

(2) 監査結果

各子どもプラザは、乳幼児の親がいつでも気軽に利用でき、同世代の子どもを持つ親と交流したり、気軽に専門家に相談できる場として開設されており、多くの利用を得、子育てしやすい環境づくりの一助となっている。

子どもプラザを運営している受託団体のスタッフには、利用者から未開設の区での子どもプラザの早期開設についての要望が多数寄せられるとのことであった。また、利用状況からみても、当該事業の推進は、市民の一定の評価を得ているものと判断される。

ア 子どもプラザの施設・設備の状況について

(ア) 把握した事実

各子どもプラザの施設や設備において次のような点が見受けられた。

a 中央区子どもプラザについて

- (a) 中央児童会館の3階に開設されているが、建物にエレベーターが

設置されていなかった。

乳幼児を連れて階段で3階まで移動するのは保護者にとって負担になっている。

- (b) 子どもの手が届く範囲の電気のコンセントについて、感電防止処理がなされていなかった。

b 南区子どもプラザについて

- (a) 授乳の際は、主に遊びのスペースの一部に段ボールで作った壁で周りを囲っていた。

プライバシー保護の面から不十分であり、利用しにくい状況が生じている。

南区子どもプラザ授乳室



- (b) 屋外に砂場及びこれに付随して手洗い場が設置されていたが砂場の隔壁がコンクリート仕様で鋭角な構造になっており、平成18年1月の時点では危険であるということから使用されていなかった。

なお、南区子どもプラザの建物はリース業者から借上げているものであるが、平成18年2月に当該業者に依頼し、安全対策として鋭角部分が人口芝シートで覆われている。

南区子どもプラザ砂場(平成18年1月撮影)

(c) 屋内照明の蛍光灯がむき出しの状況であり，子どもが投げたおもちゃが当たった場合等は，割れたガラスなどによる事故が発生する可能性があった。

c 城南区子どもプラザについて

(a) 城南保健福祉センターの中に旧会議室等を利用して設置されており，下表のとおり面積は市内の子どもプラザの中で最小であり，子どもの遊びのスペースが十分確保できていなかった。スタッフから聴取したところによると，利用者が多いときは，来所しても中を見ただけで帰る親子もいるということであった。また，スタッフの事務スペースも他の区と比較すると非常に狭く，事務作業等が十分に行えない。

保健福祉センターと併設されていることで，子どもの定期健康診断時に利用の促進を図ることができたり，相談等の事業の迅速な連携を図ることができるといった利点はあるものの，“乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場”という目的を果たすには施設面積が不十分ではないかと思われた。

城南区子どもプラザ事務スペース



南区子どもプラザ事務スペース



開所以来（開所日～平成 17 年 9 月 30 日）の 1 日平均来所数と各子どもプラザの床面積

区分	中央区 子どもプラザ	南区 子どもプラザ	城南区 子どもプラザ	西区 子どもプラザ	平均
1 日平均来 所者数(人)	8 1 . 8	9 1 . 2	6 4 . 7	1 3 3 . 0	9 0 . 1
床面積(m ²)	2 2 0	2 9 5	1 3 5	3 5 0	2 5 0

- (b) 保健所と共用の廊下にカーテンで囲いをして授乳スペースとしていた。
プライバシー保護の面から不十分であり，利用しにくい状況が生じている。

城南区子どもプラザ授乳室



d 西区子どもプラザについて

外遊びの場所として作られていたスペースが，民間の駐車場に隣接しているため排気ガスの影響が大きく，また鉄道高架の陰で日が当たらないなどの理由から子どもには不適切ということで使われていなかった。

(1) 意見

各子どもプラザにおいて，事故などの発生が予想される危険な箇所等については早急に対処されたい。

また，今後，新たな子どもプラザの設置場所を選定する際及び施設の整備や，現在の子どもプラザの改築・移転を計画する際には，設置目的を充分果たせるよう，施設の広さ，設備の内容，交通の利便性等を充分検討するとともに，「福岡市子ども総合計画」に掲げられた“子育てバリアフリーのまちづくり”という点にも十分配慮されたい。

イ 子どもプラザの運営について

(ア) 子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供の推進について

a 把握した事実

子どもプラザには，乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場というほかに，地域の子育て交流サロン等の子育て活動を支援する区の拠点という機能がある。

また，「福岡市子どもプラザ実施要綱」には，受託者が行う事業内容の一つとして子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供が掲げられている。しかし，市から各子どもプラザの受託者に対して，開設当初はまず遊び場としての機能の充実に力点を置くようとの指導がな

されたこともあり，まだ登録者は少なく，利用もほとんどない状況であった。

子どもプラザの最初の開設から1年以上がたち，受託者の運営も軌道にのってきたため，市は，平成18年度から子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供を積極的に行っていくよう指示することとしている。

b 意見

子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供は，子育て支援活動を行いたい者と，地域で子育て活動を行っている団体等とを結びつける取組みであり，子育て活動を支援する区の拠点としての子どもプラザの大きな柱の一つとなる事業であることから，今後，積極的な事業の推進に取り組みたい。

子育て支援者の情報提供

平成17年9月30日現在

区分	登録者（人）	情報提供件数（件）	
		16年度	17年度
中央区子どもプラザ	19	2	2
南区子どもプラザ	36	0	0
城南区子どもプラザ	0	0	0
西区子どもプラザ	0	0	0

(1) 来所者等の個人情報について

a 把握した事実

来所者は，子どもプラザに初めて来所した際，住所や氏名といった個人情報を受付簿に記入することになっている。各子どもプラザでは，感染症の発生など不測の事態が発生した際に来所者へ連絡がとれるようこの受付簿を保管・管理している。この受付簿については，各子どもプラザで鍵付きのロッカー等で適切に保管していたが，南区子どもプラザにおいては，この受付簿の情報をパソコンに入力し，データ管理を行っていた。

また，平成18年度から受託者により積極的に行われる予定である子育て支援ボランティアの人材登録・情報提供に関しても，ボランティアの個人情報を取り扱うことになる。

b 意見

近年，インターネットを通しての個人情報の漏洩や，個人情報を記録した媒体を持ち出したときの紛失等の事件が多発している。

今後、個人情報の漏洩防止のため、個人情報の取扱や保護方法について十分検討し、受託団体への指導に当たられたい。

(ウ) インターネット等の活用について

a 把握した事実

各子どもプラザにおいて実施する事業として、子育てに関する情報の提供が掲げられ、その具体的な業務内容として、「インターネットによる子育て情報の提供」を行うことが、各子どもプラザの運営受託団体との委託契約書の委託業務仕様書に記載されており、また、委託契約に係る設計金額の積算においてこれに係る経費も計上されている。

しかしながら、南区子どもプラザにおいては、その開設までに子ども未来局が行うべきであったインターネット利用のための契約手続が、現地調査を行った平成18年1月13日まで完了しておらず、「インターネットによる子育て情報の提供」はできない状況であった。(平成18年3月インターネット接続完了)

また、城南区子どもプラザにおいてはインターネットの接続は可能な状態ではあるが、事務スペースが狭隘なためパソコンを設置する場所がなく、インターネットの利用ができない状況であった。さらに、当該子どもプラザにおいては子育て情報紙の作成やその他の通常事務のため、委託先の職員がパソコンを自宅に持ち帰り作業を行っていたが、情報管理の観点から不適切な取扱であった。

b 指摘事項

現在、インターネットは情報の収集・提供手段として非常に身近で、有効なものとなっている。

今後、本市の業務を委託するにあたっては、仕様書等に示す業務内容を受託者が履行するために必要な条件を整え、インターネット等ITの活用をより一層図ることができるよう環境を整備されたい。また、パソコン等については、情報管理の観点から適切に管理されたい。

ウ 利用者の安全確保について

(ア) 消火・避難訓練について

a 把握した事実

子どもプラザは、運営については委託により行われているが、その建物の管理責任は市にあり、管理責任者は防火管理者を定め、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく訓練等を実施しなければならない。

中央児童会館に併設されている中央区子どもプラザ及び城南保健福祉センターに併設されている城南区子どもプラザにおいては消防計画が作成され、消火・避難訓練が実施されていた。

一方、南区子どもプラザにおいては平成17年12月末日現在、消防計画の作成及び訓練が実施されていなかった。また、西区子どもプラザにおいては、運営委託団体が自主的な研修として防災訓練を実施していたが、消防計画の作成や管理者である市が主体となった訓練は平成17年12月末日現在行われていなかった。

なお、平成17年9月にこども未来局の職員が防火管理者になるための資格を取得しており、両子どもプラザについては当該職員を防火管理者とし、平成18年3月に消防計画を作成し、同月消火・避難訓練を行っている。

b 意見

子どもプラザの利用者は、一般に災害弱者といわれる乳幼児や妊婦が多数利用していることも踏まえ、管理責任者である市は、新たな子どもプラザの開設にあたっては、消防計画の作成と当該計画に基づく消火・避難訓練の早期実施に努められたい。

平成16年度及び平成17年度における消火・避難訓練の実施状況

平成17年12月31日現在

	消防計画	消火・避難訓練	備考
中央区子どもプラザ	「中央児童会館・中央区子どもプラザ消防計画」で対応	総合訓練をH17年3月、7月に実施 開館時間中に来館者に消火、通報、誘導避難を連携して行う訓練を実施	
南区子どもプラザ	平成17年12月31日現在、「消防計画」作成中	H17年12月31日現在未実施	H18年3月に「消防計画」を作成、同月訓練を実施
城南区子どもプラザ	「城南保健所消防計画」で対応	避難訓練をH16年9月に実施 H17年11月に保健所と合同の訓練を実施	
西区子どもプラザ	平成17年12月31日現在、「消防計画」作成中	H16年度は開設準備段階で運営団体が研修として実施	H18年3月に「消防計画」を作成、同月訓練を実施

(イ) 防犯対策について

a 把握した事実

西区子どもプラザについては保健福祉センターから離れて設置されており、また、入り口がスタッフや利用者から見にくい位置関係になっている。このため、西区子どもプラザの受託者は西区長あてに緊急ベルの配備や防犯カメラの導入等を内容とする要望書を提出している。

b 意見

現在、子どもを巻き込む犯罪の多発・凶悪化等が大きな問題になっていることから、今後、子どもプラザの運営にあたっては、防犯対策についても十分配慮されたい。

エ 「公の施設」としての位置づけについて

(ア) 把握した事実

子どもプラザについては「福岡市子どもプラザ事業実施要綱」に基づき設置されており、地方自治法第 244 条に規定された「公の施設」としての位置づけは行われていない。

これは、「施設」の設置が主たる目的ならば、公の施設に該当するが、「事業」の実施が主たる目的であり、「施設」は二次的なものと考えられるならば、公の施設に該当しないという見解に基づくものである。

子どもプラザは、各区においてその「事業」を実施することを主たる目的としている。「施設」の整備については、既存施設の活用や民間で設置できる場合は民間施設の活用を優先するなど、「子どもプラザ事業」を実施していくための手段として、柔軟に対応していく方針であり、また、子どもプラザも利用料は無料であり、特定の団体に場所を貸すことは考えていないことから、子どもプラザについては公の施設として位置づけないこととしている。

(イ) 意見

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、普通地方公共団体が設ける施設をいうものであり、子どもプラザについては、乳幼児親子の遊び場、乳幼児親子の交流の場といった住民の福祉を増進させるための施設的な役割を果たすことも、その設置の一つの大きな目的としており、利用者の視点からも施設を利用することを目的として来所しているという面も否定できないのではないかと思われた。

公の施設については、設置及び管理に関する事項を条例で定めることとされており、その位置づけが明確になる等の効果もあることから、今後、子どもプラザの充実を図る中で、公の施設としての位置づけについても再度検討されたい。

2 子育て交流サロンの開設・運営支援

(1) 事業の実施状況

ア 事業開始

平成14年度

イ 事業の目的

地域全体で乳幼児の子育てを支援する体制づくりを行い、地域の見守りのもと、公民館等を利用して、乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の自治連合会等の地域団体やボランティア等による開設・運営を支援する。

ウ 事業の対象者

乳幼児親子

エ 業績指標

初期値	平成15年度			56か所
目指すべき目標値	平成22年度末			144か所で子育て交流サロンを開設
各年度の目標・実績 開設か所数の 累計		15年度	16年度	17年度
	目標	7か所	7か所	22か所
	実績	56か所	92か所	119か所

平成18年2月15日現在

オ 事業の概要

校区自治連合会等の地域団体やボランティア等が地域の公民館や空き教室等を利用し、子育て交流サロンを開設・運営することを支援するため、以下の事業を行っている。

- (ア) 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり（会議・研修会等の開催）
地域の各種団体の役員等を対象に、研修会等を実施し、子育て支援の重要性を認識してもらい、地域での子育て支援体制を整備していく。

- (イ) 子育て交流サロンを運営する子育てサポーターの養成（区保健福祉センターと公民館が連携した養成講座の開設等）

民生委員・児童委員の方をはじめとして、市民センターや婦人会館で養成した子育て支援ボランティア、自治協議会や衛生連合会等で活動する地域の人や区社会福祉協議会が養成しているボランティア、育児サー

クル（ ）等に対して，広く呼びかけを行い，子育て交流サロンの運営に関わってもらおう。

育児サークル：地域の親子同士が交流や情報交換，仲間づくりのために親子遊びや季節の行事などを計画し，プログラムにそって毎回決まった時間に参加する会員制の自主的なサークル

(ウ) 子育て交流サロンの開設・運営支援（情報提供，相談，広報等）

校区担当保健師が子育て交流サロン開設のための相談に対応したり，子育て交流サロンのチラシ作成や情報提供，公民館及び自治協議会等地域との調整等の支援を行い，子育てサポーターを支援する。

1 校区当たり3年間で開設支援，4年目以降は運営支援となる。

カ 事業実施の方法

区保健福祉センター地域保健福祉課が主体となり，地域の各種団体の構成員を対象に，乳幼児の子育てを支援する地域づくりのための会議や研修会を開催したり，サロン運営に関わってもらおうよう広く呼びかけを行い，子育て交流サロンの開設を推進する。各子育て交流サロンの開設後は，広報等の運営支援を行っていく。

キ 決算額の状況

子育て交流サロンの開設・運営支援事業における歳入・歳出決算額の状況については，以下のとおりである。

子育て交流サロンの開設・運営支援に係る福岡市の歳入・歳出決算額の状況

単位：円

区 分		14年度	15年度	16年度
歳入	国庫補助金	220,000	262,000	262,000
	地域福祉活動振興基金受入金	-	-	5,776,000
	雇用保険料収入	3,366	2,887	1,269
	計	223,366	264,887	6,039,269
歳出	報償費	969,740	797,726	1,281,406
	共済費	8,640	11,938	3,379
	賃金	526,126	539,140	792,716
	印刷消耗品費	1,366,456	2,469,599	3,277,509
	食糧費	77,941	92,880	118,023
	役務費	185,975	333,860	262,750
	自動車借上料	8,990	29,270	61,770
	機械器具等	704,566	300,272	774,259
計	3,848,434	4,574,685	6,571,812	
歳出 - 歳入		3,625,068	4,309,798	532,543

ク 開設状況

子育て交流サロンの開設状況は以下のとおりであり、平成22年度までに144か所での開設を目指し、地域への働きかけを行っている。

平成15年度、16年度とも目標とした開設数を上回っている。

子育て交流サロン開設状況

区 分	12・13年度	14年度	15年度	16年度
開設サロン数(か所)	6	11	39	36
開設サロン数累計(か所)	6	17	56	92
目標開設数累計(か所)	-	-	7	7

目標開設数は事業開始時(平成14年度)に設定したもの。

平成12・13年度はモデル事業として実施

子育て交流サロン区別開設状況

平成 18 年 2 月 15 日現在

単位：か所

区 分	12・13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
東区	1	2	6	7	10	26
博多区	1	1	4	2	4	12
中央区	1	1	5	3	-	10
南区	-	4	5	10	4	23
城南区	1	1	4	2	2	10
早良区	1	1	6	6	5	19
西区	1	1	9	6	2	19
計	6	11	39	36	27	119

ケ 利用状況

平成 14 年度以降の子育て交流サロンの参加状況は以下のとおりである。開設サロン数の増加に伴い、開催回数・参加者数ともに大きく増加している。

子育て交流サロン参加状況

区 分	14年度	15年度	16年度
開設サロン数累計(か所)	17	56	92
開催回数(回)	208	1,150	1,719
延べ参加者数(人)	6,276	39,876	55,116

子育て交流サロンからの報告は、年間開催数、1回あたりの平均参加組数のため、延べ参加者数は、各子育て交流サロンの平均参加組数×2人×年間開催数となっている。

コ 支援状況

平成 16 年度、各区において各区保健福祉センターが行った地域支援の状況は以下のとおりである。地域の支援体制づくりのための会議等の開催回数及び子育てサポーター養成講座の開催回数、参加者数については、区により大きな差が生じている。

平成16年度各区における地域支援の状況

区 分	地域の支援体制づくりのための会議等開催回数(回)	子育てサポーター養成講座		
		開催校区数 (校区)	開催回数 (回)	参加者計 (人)
東区	62	15	54	962
博多区	10	4	9	135
中央区	28	3	11	132
南区	23	14	33	649
城南区	11	9	27	442
早良区	69	8	33	623
西区	16	4	16	221
計	219	57	183	3,164

(2) 監査結果

市が平成16年1月～2月にかけて行った次世代育成支援に関するニーズ調査結果によると、0歳～5歳の子どもがいる家庭で子育て交流サロンについて、「現在参加している」「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」をあわせると52.6%となっており、2人に1人は子育て交流サロンへの参加について積極的な意見を持っている。

また、市は、平成22年度までに市内144か所で子育て交流サロンが開設されることを目標とし、平成14年度に事業を開始して以来、平成18年2月15日現在、119か所で開設され、既に82.6%の達成率で良好な進捗状況である。

子育て交流サロンについては、特に指摘する事項等はなかった。

福岡市子ども総合計画（資料編）より

次世代育成支援に関する調査結果(概要)【就学前児童】

調査対象	市内の0歳から5歳までの子どもがいる家庭。
調査対象者数	10,000人
回収数	8,383人（回収率83.8%）
抽出方法	住民基本台帳から抽出
調査方法	郵送法併用の留め置き法
調査期間	平成16年1月19日～2月10日

子どもの年齢別	現在参加している。	現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい。	現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない。	近くに子育てサロンがない。	無回答
全体(4,332人)	12.0%	40.6%	39.0%	6.5%	1.9%
0歳(1,429人)	14.8%	47.7%	30.3%	6.1%	1.0%
1～2歳 (2,903人)	10.6%	37.1%	43.3%	6.8%	2.3%

3 留守家庭子ども会事業の推進

(1) 事業の実施状況

ア 事業の根拠

児童福祉法

福岡市留守家庭子ども会運営要綱

福岡市留守家庭子どもクラブ運営要綱

イ 事業開始

昭和41年度

ウ 事業の目的

小学校の敷地内に「留守家庭子ども会」を設置し、家庭・学校・地域が一体となった留守家庭子ども会運営委員会の自主的な活動により、児童の健全育成と子育て支援を行う。

また、留守家庭子ども会の入会者数が多い小学校区の幼稚園・保育園に委託して「留守家庭子どもクラブ」を設置し、児童の健全育成と子育て支援を行う。

エ 事業の対象者

両親共働き等の理由により、家庭における放課後等の保護者の不在がおおむね15日以上である月が、6か月以上継続している小学校1年生から3年生（障がい児については6年生）までの児童で、その保護者の入会申し出により留守家庭子ども会運営委員会が必要と認めたもの。

オ 業績指標

初期値	平成 17 年度	留守家庭子ども会	137 か所
		留守家庭子どもクラブ	7 か所
		合 計	144 か所
目指すべき目標値	平成 21 年度末	留守家庭子ども会	138 か所
		留守家庭子どもクラブ	拡 充
各年度の目標 ・実績 開設か所数の 累積	15 年度	16 年度	17 年度
	目標	-	-
	実績	137 か所	142 か所

カ 事業の概要

区 分		留守家庭子ども会	留守家庭子どもクラブ
		開 設 時 間	
開 設 日	月～金曜日	放課後～17:00	放課後～19:00
	長期休業日 (夏休み等)	9:00頃～17:00	8:30～19:00
	土曜日	-	8:30～19:00
	開設場所	137か所	幼稚園4か所, 保育園3か所
事業実施方法		「留守家庭子ども会運営委員会」による自主運営方式(市から一部助成)	幼稚園等への委託実施 月～金曜日の17:00以降及び長期休業日の8:30～9:00・17:00以降,並びに土曜日については実施園の自主事業として有料で実施

キ 事業実施の方法

(ア) 留守家庭子ども会

a 留守家庭子ども会運営委員会

各校区に保護者や学校職員等で構成する留守家庭子ども会運営委員会(以下「子ども会運営委員会」という。)を置く。この子ども会運営委員会が留守家庭子ども会を開設し,運営を行う。

b 福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会

福岡市留守家庭子ども会運営委員会連合会(以下「連合会」という。)は,各校区に組織された子ども会運営委員会によって構成され,各子ども会運営委員会の相互の連絡を図り,もって留守家庭子ども会の健全な育成を促進することを目的としている。

その業務は以下のとおりである。

子ども会運営委員会の事業遂行にかかる連携調査に関すること
関係機関，団体等との連絡調整に関すること
子ども会運営委員会の運営経費等の助成に関すること
留守家庭子ども会運営委員等の資質の向上をはかるための研修等
に関すること
その他，目的達成のために必要なこと

c 指導員

(a) 留守家庭子ども会指導員

福岡市は留守家庭子ども会指導員を募集し，試験を行う。合格した者を嘱託員として採用し，各留守家庭子ども会の入会者数に応じた人数の指導員を各留守家庭子ども会に派遣する。

(b) 留守家庭子ども会年休代替指導員

市が募集し，留守家庭子ども会指導員が年休を取得した際に，代替指導員として留守家庭子ども会に派遣する。

(c) 留守家庭子ども会補助指導員

留守家庭子ども会指導員の補助を行う者として，各子ども会運営委員会が登録する。

d 助成

福岡市は，各校区で実施されている留守家庭子ども会事業に対し，以下の助成を行っている（金額は16年度実績）。

指導員（市嘱託員）の派遣（1か所1～2人）

連合会を通して補助金の交付

- ・子ども会運営委員会の会議費補助(上限52,000円)
- ・要保護児童，準要保護児童の会費補助

（1人あたり2,000円/月）

要保護児童：生活保護の教育扶助の認定を受けている児童

準要保護児童：就学援助の認定を受けている児童

- ・市の基準内の補助指導員経費補助

（1人につき2,940円/3時間/日）

施設の供与（プレハブ等）

備品（ロッカー，扇風機等）

e 運営経費

(a) 福岡市負担

施設的便宜の供与，指導員及び補助指導員の配置に係る経費

(b) 保護者負担

おやつ代等の実費

(1) 留守家庭子どもクラブ

大規模校の近く等の幼稚園等に委託して留守家庭子どもクラブを設置している。市が委託して行っている開設時間は，留守家庭子ども会と同

じであり，夕方17：00～19：00及び土曜日等については，幼稚園等の自主事業として有料で実施している。

委託料

- ・平成16年度 2,680,000円 / 1か所(上限)
- ・平成17年度 2,700,000円 / 1か所(上限)

ク 決算額の状況

留守家庭子ども会事業における歳入・歳出決算額の状況については，以下のとおりである。留守家庭子ども会への入会者の増加に伴い，歳出決算額も年々増加している。

留守家庭子ども会事業に係る福岡市の歳入・歳出決算額の状況

単位：円

		13年度	14年度	15年度	16年度
歳入	国庫支出金	95,009,000	96,877,000	120,639,000	111,401,000
	繰入金	17,162,791	-	-	-
	諸収入	60,712,789	63,233,170	52,494,564	55,363,058
	市債	-	13,567,000	-	-
	計	172,884,580	173,677,170	173,133,564	166,764,058
歳出	報酬	474,257,344	480,458,302	485,686,168	495,278,698
	共済費	145,320,280	147,010,449	122,375,271	127,691,039
	賃金	21,581,403	22,710,137	22,247,541	22,599,556
	報償費	10,244,700	10,364,600	10,052,880	10,040,280
	旅費(普通)	-	121,864	116,204	383,446
	印刷消耗品費	836,477	1,157,617	1,097,864	1,082,177
	食糧費	-	11,200	42,590	27,600
	役務費	1,817,988	1,576,643	1,186,155	1,249,562
	委託料	56,020,118	17,352,073	18,339,165	45,749,272
	自動車借上料	270,650	97,800	397,570	234,030
	借損料	253,890	253,890	155,630	56,830
	工事請負費	28,038,150	45,391,500	47,940,900	51,217,950
	機械器具等	3,159,028	457,246	454,965	329,017
	スポーツ保険負担金	241,200	255,600	554,000	566,000
	諸会議費負担金	-	-	-	20,000
	団体育成補助金	285,788,712	310,343,852	331,984,773	339,716,702
	計	1,027,829,940	1,037,562,773	1,042,631,676	1,096,242,159
	歳出 - 歳入		854,945,360	863,885,603	869,498,112

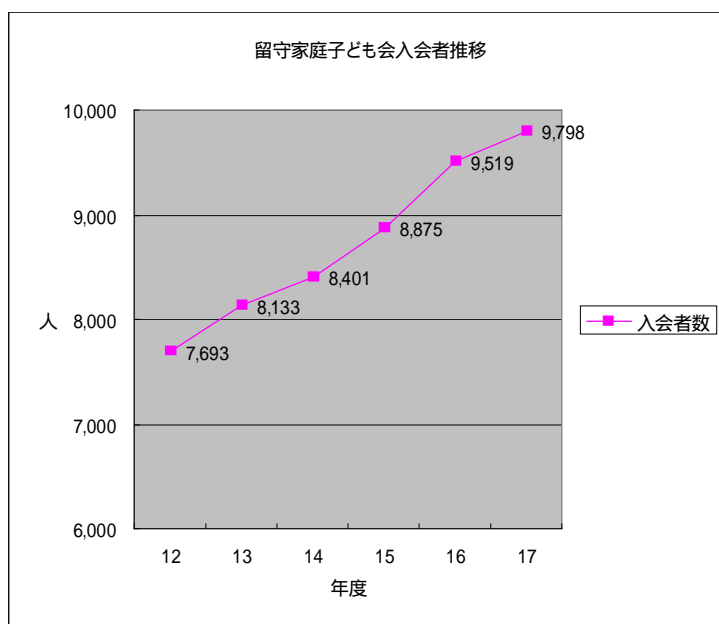
ケ 開設か所数及び入会状況

留守家庭子ども会の開設状況及び入会状況及び留守家庭子どもクラブの入会状況は、以下のとおりである。留守家庭子ども会への入会者は年々増加しており、本市の小学1～3年の児童数に対する入会者数の割合も平成16年度には25%を超えている。

留守家庭子ども会入会状況

平成17年度は9月末現在

年 度			12	13	14	15	16	17
入会 の状 況	1～3年生児童数(人)	a	36,341	36,587	36,806	37,205	37,080	37,345
	うち入会者数(人)	b	7,693	8,133	8,401	8,875	9,519	9,798
	全体に対する入会率(%)	b/a	21.17%	22.23%	22.83%	23.85%	25.67%	26.24%
開設か所数(か所)			134	136	136	137	137	137



留守家庭子どもクラブ入会状況

H17.12.31 現在

区分	実施園	クラブ入会者数	
		平成16年度	平成17年度
東区	奈多幼稚園	3	16
	信愛保育園	-	22
中央区	野ばら保育園	-	24
南区	長丘幼稚園	18	28
	みやけ保育園	-	15
城南区	城南幼稚園	3	35
早良区	星の原幼稚園	3	-
西区	福岡いずみ幼稚園	7	29
計		34	169

同じ生徒が同じクラブに何度も入っている場合は、年度を通して1人と数えた。

信愛保育園、野ばら保育園、みやけ保育園については平成17年度から新規に委託している。また星の原幼稚園については、平成17年度は委託していない。

コ 事業の取組み状況

- ・昭和41年度 事業開始
- ・昭和51年度 運営委員会による自主運営方式へ
- ・平成16年度 留守家庭子どもクラブ開設
- ・平成17年度 平成18年3月30日「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」の公布（平成18年9月1日施行）

(2) 監査結果

本事業は昭和41年度に開始され、その後約40年の間に、少子高齢化、都市化・核家族化、女性の雇用就労の増加、地域コミュニティの希薄化、学校週5日制の完全実施等子どもを取り巻く社会の状況は大きく変化している。

このような変化の中、留守家庭子ども会事業の意義はますます高まっており、留守家庭子ども会への入会児童数も年々増加している状況にある。入会児童数が非常に多い大規模校の児童の保育環境の改善のため、平成16年度からは留守家庭子ども会に加え、留守家庭子どもクラブを幼稚園・保育園への委託により設置している。

ア 施設の老朽化について

(ア) 把握した事実

現在，各留守家庭子ども会は各小学校の敷地内にプレハブ施設を設置して事業を実施しているものが101か所，また空き教室を利用して実施しているところが36か所ある。

既に事業開始から約40年が経過しようとしており，市においては老朽化したプレハブ施設について建て替え等を年次的に行い，改修・修繕等を必要に応じて随時行っている。

当該プレハブ施設設置後の経過年数は下表のとおりであり，21年以上経過している施設は22か所と全体の21.8%を占めており，また，16年から20年を経過しているプレハブ施設は全体の23.8%であり，両者をあわせると45.6%と全体の約半数を占めている。平成14年度から平成16年度までのプレハブ施設の建て替え等の実績を見ると，平成14年度は3か所，同15年度，16年度はともに4か所にとどまっている。

留守家庭子ども会プレハブ施設設置後の経過年数（平成16年度）

経過年数	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～26年	計
留守家庭子ども会	23か所	16か所	16か所	24か所	22か所	101か所
全プレハブ施設に対する割合	22.8%	15.8%	15.8%	23.8%	21.8%	100.0%

過去3年間の留守家庭子ども会プレハブ施設建て替え等実績

区 分		14年度	15年度	16年度
建築か所数		3か所	3か所	3か所
建築費	委託料	2,048千円	3,413千円	2,224千円
	工事請負費	45,392千円	47,941千円	51,218千円
	計	47,440千円	51,354千円	53,442千円
1か所当たり建築費		15,813千円	17,118千円	17,814千円

学校敷地内への公民館建設，道路の建設に伴い平成15年度，同16年度については上記の建築か所に加え各年度1か所が，市民局等他局の予算により建築されている。

(1) 意見

今後，留守家庭子ども会の施設については，児童の安全で快適な保育環境の維持のため，長期的な視点に立って計画的に，空き教室のさらなる活用も含め改善に取り組まれない。

イ 平成16年度の補助金について

(ア) 把握した事実

本市は，留守家庭子ども会の運営に要する経費の一部を補助することに

より、留守家庭児童の健全育成を図ることを目的として、連合会に対し、運営委員会の会議費補助、要保護児童、準要保護児童の会費補助、補助指導員経費補助の3種類の補助金を交付している。連合会は、市から交付を受けた補助金のうち連合会で必要とする事務費を除いたものを、各校区の子ども会運営委員会に対し助成している。

平成16年度においては、連合会に対し総額339,716,702円が交付されており、この内運営委員会の会議費補助として5,323,267円、要保護児童、準要保護児童の会費補助として70,606,000円、補助指導員経費補助として263,730,005円が、それぞれの実績等に応じて連合会から各校区の子ども会運営委員会に助成されているが、当該補助金に係る事務において、次のような事例が認められた。

- a 留守家庭子ども会収支計算書については、補助金の精算の際の内容等の精査を行うため、各留守家庭子ども会運営委員会から提出を求めているものであるが、実査日現在（平成17年12月6日）において、見当たらないものがあった（4件）。
- b 運営委員会への補助金の使途について「運営委員会会議費補助金の使途についての基準」が設けてあるが、補助金の使途として不適切な香典代に使われているものがあった（1件）。
- c 各子ども会運営委員会が連合会に提出した留守家庭子ども会収支計算書の金額と、連合会が市に提出した事業実績報告書に添付された留守家庭子ども会補助金執行額集計の金額が異なるものがあった（7件）。市は連合会が提出した事業実績報告書に基づき補助金の額を確定していた。

なお、当該金額の相違については、補助指導員経費補助、要保護児童補助の返還額や追加交付額の記載漏れなどにより生じたものであり、補助金精算額に誤りはなかった。

(1) 指摘事項

連合会は、各子ども会運営委員会から提出される留守家庭子ども会収支計算書について、十分な精査を行っているとは認められない。連合会は平成15年度の監査委員による財政援助団体監査においても、子ども会運営委員会から提出された事業実績報告書の十分な精査が行われていないとの指摘を受けている。

連合会を通して各子ども会運営委員会に補助されている経費については市の補助金であることを考慮し、実績報告については十分精査されたい。

ウ 今後の留守家庭子ども会事業について

(ア) 把握した事実

a 次世代育成支援に関するアンケートについて

平成16年1月から2月にかけて本市が実施した次世代育成支援に

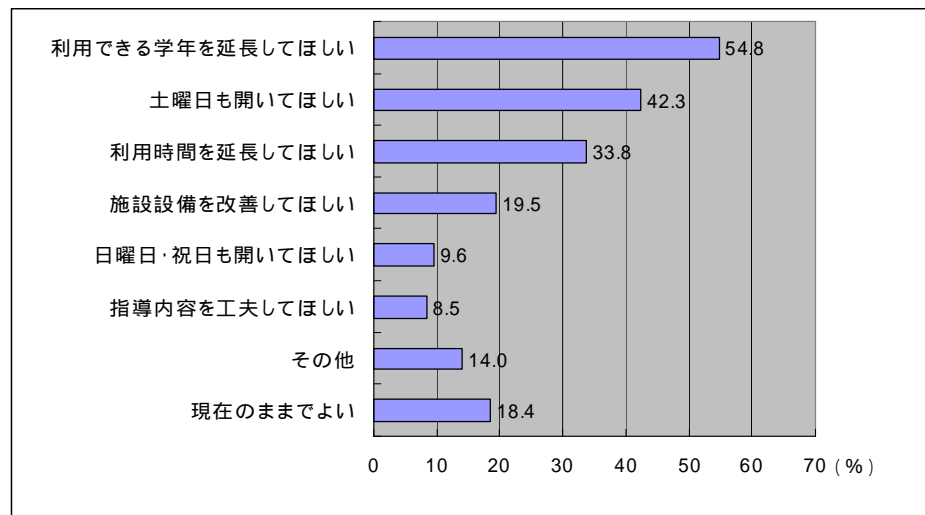
関するアンケート調査の結果によると、本市の留守家庭子ども会を利用している人の要望の多い事項は「利用できる学年の延長（54.8%）」、「土曜日の開設（42.8%）」、「利用時間を延長してほしい（33.8%）」、「施設設備の改善（19.5%）」となっている。

また、利用できる学年の延長を要望する者のうち小学4年生までの利用を希望する者が42.0%と最も多く、次いで小学6年生までの37.2%となっている。

利用時間の延長については、18時までの延長を希望する者が74.1%と最も多くなっており、次いで19時までの18.1%となっている。

次世代育成支援に関するアンケート調査結果

・現在留守家庭子ども会を利用している人の要望



回答はいくつでも可

標本数=343人

・希望する利用学年

小学4年生まで	42.0%
小学5年生まで	9.6%
小学6年生まで	37.2%
無回答	11.2%

標本数=188人

・希望する延長時間

18時まで	74.1%
19時まで	18.1%
20時まで	3.4%
無回答	4.3%

標本数=116人

b 「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」について

市が主体的に事業を実施することや、利用料の徴収、市長が申し込みを受けて入会の承諾や不承諾をすることなど、留守家庭子ども会事業の実施に関する根拠規程として「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関

する条例」が平成18年3月30日に公布され、平成18年9月1日から施行されることとなっており、その主な内容及び今後検討を行う事項については以下のとおりである。

(a) 事業主体について

市が事業主体となり、留守家庭子ども会の運営を子ども会運営委員会に委託する。留守家庭子どもクラブについては、引き続き委託により幼稚園、保育園に設置する。

(b) 留守家庭子ども会の開設日及び時間について

条例の施行により、下表のとおり留守家庭子ども会の実施時間が拡充されることとなる。

開設日及び時間について

区 分	現 行	条例施行後
平日（月～金）	授 業 終 了 後 ～ 17:00	授業終了後～18:00
夏休み等の休業日	9時頃～17:00	8:30～18:00
土曜日	開設していない	8:30～18:00

(c) 利用料について

これまで児童の保護者の負担はおやつ代等の実費のみであったが、条例の施行により、市は下表のとおり利用時間帯に応じ子ども会に入会した児童の保護者から3,000円から6,000円の範囲で利用料を徴収することとなる。

なお、おやつ代等の実費については、今後も児童の保護者の負担とする予定である。

利用料について（現状は保護者の負担なし）

区 分		利用料（月額）	利用料体系
平日	授業終了後～17:00 (夏休み等は8:30～)	3,000円	基本利用料
	17:00～18:00まで	1,000円	延長利用料
土 曜	8:30～18:00まで	2,000円	土曜利用料

利用料は利用時間帯により以下の4とおりとなる

のみ 3,000円
 + 4,000円
 + 5,000円
 + + 6,000円

(d) 利用料の減免について

条例において、市長は経済的事情その他特別な理由があると認める

ときは、利用料を減額し、又は免除することができることされており、今後、利用料の減免については規則で定めることとし、その内容を検討中である（平成 18 年 3 月 31 日現在）。

(e) 利用者の実費負担への助成等について

現在、保護者が負担している月額平均約 3,100 円のおやつ代等の実費について、生活保護世帯、就学援助世帯に対し、本市は 2,000 円を助成しているが、この助成については廃止する予定としている。

(1) 意見

上記条例については、留守家庭子ども会事業の拡充を目的とするものであり、次世代育成支援に関するアンケートにおいて要望が多かった土曜日の開設、利用時間の延長にも対応する内容となっている。

平成 18 年 9 月からの条例の施行を控え、規則等の細目の策定に向け検討中であるが、検討中の事項の中には利用料の減免基準など利用者の関心の高いものも多い。これらの事項を速やかに決定されるとともに、利用者の理解が得られるよう十分な説明を行われるなど、事業の充実や円滑な実施に向け努力されたい。

4 昼間校庭開放事業

(1) 事業の実施状況

ア 事業の根拠

福岡市校庭開放事業実施要綱

イ 事業開始

昭和 42 年度

ウ 事業の目的

子どもたちの安全な遊び場を確保し、健全な遊びと集団活動の促進を図るため、市立小学校の校庭等を学校教育に支障のない範囲で定期的に開放し、幼児・児童・生徒の利用に供する。

エ 事業の対象者

幼児から中学生まで（幼児は保護者同伴）

オ 業績指標

初期値	15年度 市内140校(分校含め 141か所)で実施中		
目指すべき目標値	継続実施		
各年度の目標 ・実績	15年度	16年度	17年度
	目標	140校	140校
	実績	140校	139校

玄界小で休止中

カ 事業の概要

土日・祝日，長期休業期間中（夏休み等）の小学校の校庭等を学校教育に支障のない範囲で定期的に開放する。

校庭開放の実施に当たり，校庭開放指導員を配置する。

また，年に2回程度各校区に講師を派遣して「遊びの巡回教室」を開催し，子どもたちの自主的な遊びと仲間づくりを促進し，昼間校庭開放事業の充実を図っている。

昼間校庭開放実施時間

開放日	開放実施時間
土曜日	9：00～17：00
日・祝祭日	10：00～17：00
長期休業日	13：00～17：00

長期休業期間(夏休み等)の土・日・祝祭日についても長期休業日の扱いとなる。

キ 事業実施の方法

(ア) 校庭開放運営委員会

校庭開放事業の円滑かつ効果的な運営並びに実施にあたるため，各校庭開放校に学校職員，保護者，公民館関係者，校庭開放指導員などで構成される「校庭開放運営委員会」を設置している。

同委員会は，事業実施の諸計画の立案や利用の改善を図り，事故防止に関する措置を検討すること，校庭開放指導員を市に推薦することなどを任務としている。市は同委員会の推薦を受け適当と認めた者を校庭開放指導員に委嘱し，同委員会は委嘱された校庭開放指導員が指導に当たる日の割り振りなどを行っている。

(イ) 校庭開放指導員

校庭開放指導員は，各校に数名ずついるが，交代制となっており，指導は1人で行っている。指導を割り振られた日に，各校庭開放校におい

て子どもたちの指導育成（特に安全管理）や施設管理などを行っており、市から直接各指導員に謝礼金を支払っている。

(ウ) 福岡市校庭開放運営委員会連絡会

校庭開放運営委員会の相互の連携を図ることを目的として、同委員会の自主活動に係る連絡調整、関係機関・団体との連絡調整等の事業を実施するため、同委員会の委員長の中から選出された各区の世話人若干名で構成される「福岡市校庭開放運営委員会連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置し、事務局をこども未来局こども未来課に置いている。

ク 補助金について

市は、連絡会に補助金を交付し、連絡会は、この補助金を原資として各校庭開放運営委員会に運営経費として助成金を交付している。この助成金は、同委員会において会議費や各校区での指導員の研修費、ボールや竹馬等の遊具の修繕費に充てられている。

平成16年度については、市は連絡会に対し3,648,948円の補助金を交付している。それを原資として連絡会は各校庭開放運営委員会に、25,500円を上限とする助成金を交付しており、その合計金額は3,544,500円であった。

ケ 決算額の状況

昼間校庭開放事業における歳入・歳出決算額の状況については、以下のとおりである。

昼間校庭開放事業に係る福岡市の歳入・歳出決算額の状況

単位：円

区分		13年度	14年度	15年度	16年度
歳入	社会保険料	339,420	339,638	276,145	281,617
	計	339,420	339,638	276,145	281,617
歳出	報償費	79,118,400	86,819,300	86,919,900	86,387,400
	負担金補助及び交付金	4,235,000	4,169,527	4,271,108	4,306,948
	印刷消耗品費	4,279,981	3,524,850	4,060,252	4,487,962
	備品購入費	4,026,435	2,077,000	549,603	2,762,214
	その他事務費	4,352,114	4,161,739	4,371,450	4,552,469
	計	96,011,930	100,752,416	100,172,313	102,496,993
歳出 - 歳入		95,672,510	100,412,778	99,896,168	102,215,376

コ 利用状況

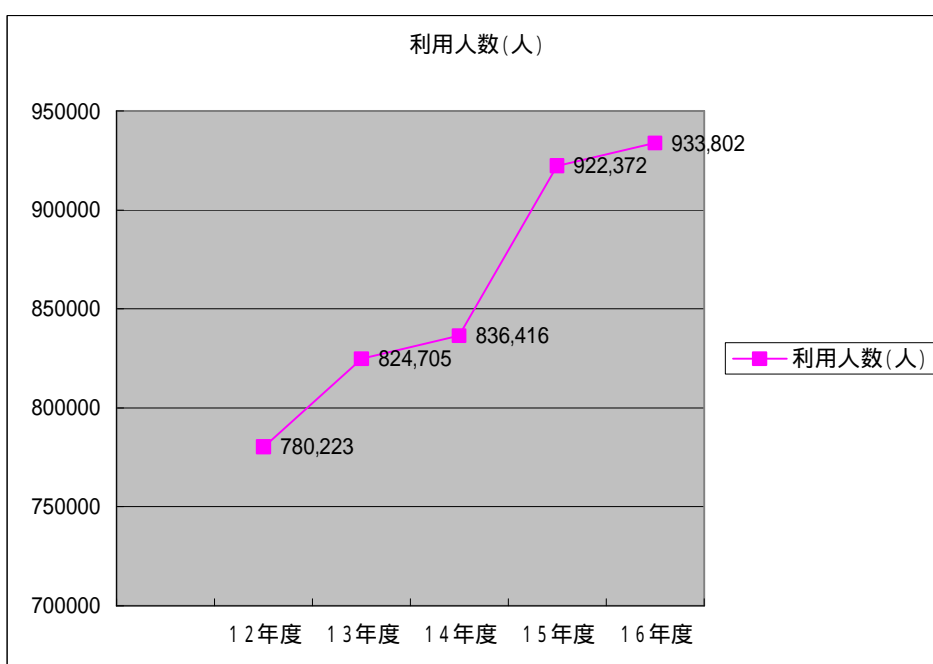
昼間校庭開放事業の利用状況は以下のとおりである。なお、利用人数については各校庭開放校からの報告を基に集計したものであるが、当該報告については、校庭開放事業中に少年スポーツ団体等で校庭を利用した人数

も加算されている場合があり，昼間校庭開放事業の利用者のみの数値ではない。

利用人数の推移

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
開放日数(日)	14,346	14,951	16,259	16,384	16,676
利用人数(人)	780,223	824,705	836,416	922,372	933,802
1日あたり利用人数(人/1か所)	54.4	55.2	51.4	56.3	56.0

平成14年度に開放日数が大きく増加しているのは，学校の完全週5日制の実施に伴うものである。



サ 事業の取組み状況

昭和42年度 事業開始

昭和61年度 指導員の配置を2人から1人へ変更

” 「遊びの巡回教室」(35ページ参照)の開始

(2) 監査結果

子どもの自主性，協調性，社会性等は遊びによって培われると言われており，少子化の進行と相まって，子どもたちが集団で遊ぶことの重要性が再認識されている中，安全な遊び場の確保と健全な遊びと集団活動の促進を図る本事業の果たす役割は，今後ますます大きくなると思われる。

ア 目標値の設定について

(ア) 把握した事実

当該事業においては「継続実施」として実施小学校数の「140校」での事業継続を事業の成果目標としている。(35ページ参照)

(イ) 意見

事業の実施に当たっては、具体的な数値目標等の設定が可能であれば設定し、その達成に向け事業に取り組むことが必要である。

現在、昼間校庭開放の実施が必要な140校全ての小学校で既に実施されており、今後、昼間校庭開放利用者数などの他の指標により事業の成果目標を設定すべきではないかと思われた。

イ 昼間校庭開放の広報について

(ア) 把握した事実

昼間校庭開放を行う時は、校庭開放旗を学校の外からよく見える場所に掲げ、それを目印としているほか、各校区の校庭開放運営委員会が決定した昼間校庭開放の実施スケジュールを学校だよりや公民館だよりで広報を行っている校庭開放校がある一方、上記の校庭開放旗の掲示以外には、広報を全く行っていない校庭開放校があるなど、子どもたちに昼間校庭開放の実施を周知するための統一した方策は特に講じられていない状況にあった。

(イ) 意見

今後、子どもたちの利便性の向上や、より多くの子どもたちの参加を促すため、昼間校庭開放の実施日や実施時間をより効果的に広報するための統一した方策について検討されたい。

ウ 昼間校庭開放指導員及び遊びの巡回教室講師の研修会への参加について

(ア) 把握した事実

こども未来局においては、校庭開放事業の目的、内容等を正しく認識することにより、指導員としての資質の向上を図ることを目的として、昼間校庭開放指導員の新任者及び現任者を対象とした研修会を実施している。

また、遊びの巡回教室(35ページ参照)の講師を対象として、事業についての内容や子どもの遊びの実技指導を内容とする講習会を実施している。

上記講習会の平成17年度における対象者の参加状況をみると、昼間校庭開放事業の新任者については85.5%、現任者については84.7%の参加率となっているが、遊びの巡回教室の講師については研修受講対象者の54.0%しか受講していなかった。

(イ) 指摘事項

昼間校庭開放事業の新任者及び現任者研修についての参加率について

は高率ではあるものの、当該研修については上記のような目的を持つとともに、怪我等の際の応急手当の実技を含むものであり、さらなる参加率の向上が望まれる。また、遊びの巡回教室の講師の研修会の参加者数については、対象者の半数強であり、非常に低い参加率となっている。

今後、当該研修の意義や重要性を踏まえ、参加率向上のためより一層努力されたい。

昼間校庭開放指導員及び遊びの巡回教室講師研修会への参加について

研修会名	日 時	対象者数 (人)(A)	参加者 (人)(B)	参加率 (B / A)
「昼間校庭開放指導員」新任研修会	H17.4.2(土) 13:30～15:30	2 2 6	1 9 4	85.8%
「昼間校庭開放指導員」現任研修会	H17.4.9(土) 13:30～15:30	5 5 5	4 7 0	84.7%
「遊びの巡回教室」講師研修会	H17.4.16(土) 14:00～16:00	1 1 3	6 1	54.0%

エ 不審者侵入時及び事故発生時の緊急連絡体制について

(ア) 把握した事実

「平成17年度福岡市校庭開放事業のてびき」において、不審者の侵入があった場合には、直ちに警察に通報すること及び重大な事故の発生時には消防署(119番)等に連絡をすることとされている。

また、近くに公衆電話がない場合については、各校庭開放運営委員会の中で具体的な緊急連絡体制を作り(近隣の公民館などの公共施設や民家等の電話の使用を予め依頼しておくなど)、校庭開放指導員に周知徹底することとされているが、こども未来局においては、各校庭開放校における上記の緊急連絡体制づくりの状況について把握されていなかった。

(イ) 意見

校庭開放実施中は教職員が不在で校舎が施錠されており、学校の通信手段の利用が難しい日が多く、また、公衆電話についても以前に比べ減少していることから、公衆電話での対応や緊急連絡体制づくりが難しい校庭開放校もあるのではないかとと思われる。今後、地域の実状や状況の変化に応じ、常に実効性のある各校庭開放校における緊急連絡体制を維持する必要があり、緊急連絡体制の把握と実効性の検証に努められたい。

オ 福岡市校庭開放事業補助金について

(ア) 把握した事実

当該補助金については、福岡市校庭開放事業補助金交付要綱(以下「交

付要綱」という。)に基づき連絡会に対し、福岡市校庭開放事業実施要綱に基づき実施される校庭開放事業及び連絡会の事業について交付するものであり、平成16年度については、1校区当たり25,500円が交付されている。

交付要綱においては、交付対象経費の具体的な記載はないが、交付対象外経費として、人件費、活動内容自体の委託費、食糧費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓子代、懇談費等は必要最小限の範囲で補助対象とする)について記載されている。また、「平成17年度福岡市校庭開放のてびき」において、経費執行の具体的な目安が示されている。

しかしながら、各校庭開放運営委員会から提出された平成16年度事業決算報告書及び金銭出納簿の備考欄、摘要欄には会議名のみが記載され、具体的な内容について記載されていないものなどが多く見受けられた。また、25,500円の全額が食糧費に充てられているもの(指導員研修会1回、運営委員会2回実施、1件)、指導員研修会参加費という名目で計6名分6,000円が支払われているもの(1件)などが見受けられた。

(1) 指摘事項

補助金の交付団体である連絡会の会計経理事務が適正に行われているかどうか、市は指導・監督するとともに、実績報告書をはじめ関係書類等により事業実績を調査確認する必要がある。今後、連絡会に対して、適正な会計経理事務がなされるよう指導等を行われたい。

福岡市校庭開放事業補助金交付要綱(抜粋)

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費。ただし、次の各号に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 活動内容自体の委託費
- (3) 食糧費。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓子代、懇談費等を必要最小限の範囲で補助対象とする。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象経費とすることが適当でないとする経費

平成17年度福岡市校庭開放事業のてびき(抜粋)

校庭開放事業の実施運営について

4 平成17年度校庭開放事業について

5 校庭開放運営委員会校区助成金

校庭開放運営委員会の開催経費等を助成するため、各校区毎に補助金を交付する。

(1) 助成金額 25,500円(年額)

運営委員会会議費	12,000円
・年間6回程度開催	
・1回当り	2,000円
指導員研修費	2,000円
・年間1回程度開催	
諸経費	3,500円
・通信連絡費,消耗品等購入,その他の雑費	
修繕費	8,000円

助成金の出納については,別途配布する「金銭出納簿」に明確に記入し,年度終了時に提出する「運営委員会事業実施報告書」の裏付資料とすること。

カ 校庭開放運営委員会の構成について

(ア) 把握した事実

各校庭開放校には,校庭開放事業の円滑かつ効果的な運営並びに実施に当たるため「校庭開放運営委員会」が設置されている。当該委員会の委員は「福岡市校庭開放事業実施要綱」に掲げられた者のうちから当該校長の推薦により福岡市が適当と認めた者をあてるとされているが,平成17年度において9名の委員の内,事務担当者(学校職員)1名を除く,全ての委員が校庭開放指導員で構成されている校庭開放運営委員会(1か所)があった。

(イ) 意見

運営委員会の任務には,利用の改善や指導員の推薦及び適正な配置を図ること,学校,地域,団体等との連携を図ることなどがあるため,構成員については特定の者に偏ることなく,広く他の地域団体等の者についても構成員とするよう留意されたい。

福岡市校庭開放事業実施要綱(抜粋)

13 運営委員会の構成

運営委員会の委員は,次の各号に掲げる者のうちから当該校長の推薦により福岡市が適当と認めた者をあてる。

- (1)学校関係職員 (2)父母教師会関係者 (3)公民館関係者
- (4)体育指導員 (5)子ども団体地域指導員
- (6)子ども会等少年団体育成者 (7)指導員
- (8)その他少年健全育成に知識経験を有する者

15 運営委員会の任務

運営委員会の任務は,次のとおりとする。

- (1)校庭開放事業実施の諸計画を立案すること。
- (2)利用の改善を図り，事故防止に対する措置を検討すること。
- (3)指導員の推薦及び適正な配置を図ること。
- (4)学校，地域，団体等との連携を図り住民の理解及び協力を得ること。
- (5)その他本事業の目的達成に必要な事項。

キ 利用状況の把握について

(ア) 把握した事実

昼間校庭開放事業の利用者の統計については，各実施校から提出される校庭開放日誌の数値に基づき作成されている。

しかしながら，校庭開放校によって少年スポーツ団体等の利用者数を校庭開放日誌に計上しているところ，計上していないところがあった。また，同じ校庭開放校においても，指導員により当該少年スポーツ団体の計上の取り扱いが異なっているなど，利用状況が正確に把握されていなかった。

事業の計画策定・見直しに当たっては現状分析，将来予測等を十分行う必要があるが，そのための基礎資料となるものの一つに利用状況等についての各種統計資料があり，その内容は正確かつ客観的なものとなるよう努めなければならない。

(イ) 指摘事項

今後，こども未来局においてマニュアルを作成し，校庭開放日誌への統一した利用者数の詳細な記載や，計上を行うよう校庭開放指導員に指導する等により，昼間校庭開放事業の正確な利用状況の把握に努められたい。

ク 今後の昼間校庭開放事業について

(ア) 把握した事実

本事業開始は昭和42年度であり，事業開始から既に40年近く経ち，開始時と現在の子どもをとりまく状況は大きく変化しており，安全な遊び場の確保や健全な遊びと集団活動の促進という本事業の持つ意義は大きくなっているが，校庭開放校によっては指導員の確保に苦慮しているところもあるなどの課題も抱えている。

また，市民局やこども未来局など複数局が所管局となっている「体育館開放事業」，「夜間校庭開放事業」，「学校開放等施設管理委員会」，「プール開放事業」及び「昼間校庭開放事業」など，現行の学校施設開放事業を整理・統合し，小学校施設を有効に活用して，「いつでも気軽に」スポーツや文化活動に参加できる場を校区単位で創造し，校区住民が運営することを内容とする「地域活動育成事業」の取組みが平成18年度から始められる予定になっている。

(1) 意見

上記「地域活動育成事業」の実施により、現在、複数の局が所管し、各事業毎に運営委員会が存在する学校施設開放事業の窓口を一つにすることによる利便性の向上、各事業毎に支出が行われている補助金、謝礼金等の一元化による事務の効率化や、校区住民による自主運営を図ることができるなどの効果が期待される。

一方、地域によってはスポーツ団体等の利用が優先されるなど、校庭開放事業が本来持っている役割が薄れていくおそれもある。

今後、これらのことを踏まえ、子どもたちの安全な遊び場を確保し、遊びや集団活動を通じて子ども自身の自主性や社会性を育むという昼間校庭開放事業が掲げる目的の実現のためにさらに努力されたい。

第8 まとめ

本市では、晩婚化の進行や未婚率の増加などから全国を上回る早さで合計特殊出生率が低下しており、少子化が進行している。

また、児童虐待や不登校など子どもをめぐる問題が深刻化するとともに、核家族化や都市化などを背景に子育て不安が高まっており、また、男女共同参画を促進する観点からも、子どもを生み、育てやすい環境づくりとともに、地域社会全体で子どもを育む仕組みづくりが求められている。今回、監査対象とした各事業については上記の課題を解決するために本市で推進されている「次世代育成支援」の取り組みとして実施されている事業であり、今後さらなる充実が望まれるものである。

「子どもプラザの開設」、 「子育て交流サロンの開設・運営支援」の各事業は、前者は平成15年度、後者は平成14年度とどちらもごく最近始まっており、現在の社会情勢や子育てに関する課題やニーズに対応し、開始された事業である。

一方、「留守家庭子ども会事業」、 「昼間校庭開放事業」の開始は、前者は昭和41年度、後者は昭和42年度であり、事業開始から既に40年近く経ち、開始時と現在の子どもをとりまく状況は大きく変化している。留守家庭子ども会事業については、利用者の要望や利用状況と現状の間の課題の解消を図ることを目的とし、事業の内容についての見直し等が進められているところである。

また、昼間校庭開放事業についても、校庭を使用するスポーツ少年団などの他団体との競合や、学校施設に対するニーズの多様化、校庭開放指導員の確保に苦慮していること等様々な課題を抱えている。

事業の実施に当たっては、社会情勢や市民のニーズが急激に変化していく中、その変化に応じ、現在の事業効果や事業のあり方等について常に検討を加える必要がある。今後とも市民ニーズの的確な把握に努められ、必要に応じて事業の見直しや必要があれば新たな施策へ転換するなど、地域における子育ての支援と健全育成の環境づくりの実現に向け、さらなる取組みを進められたい。